

夜間・休日に救急外来を受診される皆様へ

社会医療法人 友愛会
友愛医療センター 院長

当院救急外来は入院治療や緊急手術などが必要な重症患者も対象とする救急医療（一次・二次救急）を24時間体制で提供しております。

夜間・休日の救急外来は、一般の外来とは診療内容が異なります。以下の事項についてご理解とご協力をお願いいたします。

※小児救急は他協力病院との輪番制になっており、現在当院は毎週火曜日・金曜日の17:30～21:00を担当しております。その他曜日の担当施設はホームページ等でご確認下さい。

1. 診療

夜間・休日の救急外来での診療は基本的に緊急対応・応急処置となり、一般外来での診療とは内容が異なるため、希望される処置や検査を受けることが出来ない場合があります。

緊急性のない病気やケガで通常の診察を希望される場合は、平日受付時間内の当院一般外来もしくは近隣クリニックの受診をお勧めします。

※当院は地域医療支援病院の指定を受けており、紹介状の持参がない場合は国が定める選定療養費が別途加算されます。あらかじめご了承下さい（地域医療支援病院についての詳細は当ホームページの「[予約・受付時間について](#)」からご参照下さい）。

2. 診察の順番・待ち時間

夜間・休日の救急外来では重症度および緊急性の高い患者さんを優先に診察します。そのため患者さんの状態により診察の順番が前後することがあります（当院はJTAS【緊急度判定支援システム】を使用し院内トリアージを実施しております）。

また、救急車による緊急搬送が集中したり、重症な患者さんが発生したりする場合、その対応に時間がかかります。そのため状況によっては待ち時間が大変長くなる場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

3. 担当医

夜間・休日の救急外来では、内科系・外科系の当直医が交代制で診察を行います。

「〇〇科の医師に診て欲しい」と診療科を指定されても、ご要望にはお応え出来ません。

なお小児救急は他協力病院との輪番制になっており、現在当院は毎週火曜日・金曜日の17:30~21:00を担当しております。担当曜日以外には小児科医が不在のため、他施設をご案内します。

4. お薬の処方

救急外来では症状・状況に合わせて1~3日分程度の処方のみに対応となります。かかりつけ医から処方されている定期処方や睡眠剤などの処方は当院では行っておりません。

5. 診断書

原則、救急外来受診当日は診断書の発行をしておりません。翌日以降に当院専門診療科を再度受診していただき、専門医へご相談下さい。

そのため、診断書作成目的での診察はお受けいただけません。

6. 後日受診

救急外来では、受診時点で命に関わる事柄や痛みのある部位を重点的に診察します。

そのため、例えば交通事故や転落・転倒などによる外傷で救急外来を受診されたあと、時間の経過とともに救急受診時とは違う部位に痛みがあらわれたり、診察時のX線撮影（レントゲン）では確定できなかった骨折が判明したりすることがあります。

救急外来では確認困難な症状を発見するため、後日、通常の外来時間帯に適切な診療科で専門医の診察をお受けすることをお奨めしています。

以上